



伊左座小学校講堂・来春2月に完成を予定

町は、基地周辺整備事業として伊左座小学校を建設しましたが、この後、50年8月に着工した伊左座小学校の講堂が来春2月に完成を予定しています。

総工費 8,700万円を費してできるこの講堂は、鉄筋コンクリート平屋建て、延面積 636.3㎡、中にはステージ、控室、便所が完備されています。

これまで雨が降れば全くできなかった体育教課も、この講堂の建設で解消されます。

町内ではスポーツ少年団など各地区で児童、生徒のスポーツ熱が高まっている現在、この講堂の完成で一層拍車をかけることでしょう。

年末年始の役場の休日

今年の12月28日と来年1月4日が日曜日にあたっています。このため役場事務は、例年と違い12月27日午後から1月4日まで休業となりますのでご注意ください。

一人一人の心がけて

飲酒運転を絶滅

これから忘年会、新年会のシーズンです。

これと同時に、この時期には飲酒運転が増え、これによる交通事故が増えています。

昨年度の県下での事故発生件数から見てもわかるように、交通事故全死亡者四百十一人のうち飲酒運転によるものが五十九人と全体の一五割にもおよんでいます。

警察署では、飲酒運転による事故をなくすため、十一月二十日から来年の一月十日まで、飲酒運転追放運動を行います。皆さんの一人一人の心がけてこの事故はなくなります。次の「三ない運動」の実行をお願いします。

- 車を運転するときには絶対に酒を飲まない。
- 酒を飲んだら絶対に車を運転しない。
- 車を運転する人には、絶対に酒を飲ませない。

町営住宅 家賃改正を迫られる

間に合わない 住宅費への一般財源からの穴埋め

町営住宅の家賃改訂案を議会文厚委員会に提出していますが、いまのところは提案内容の説明と質疑応答までで結論にいたっていません。実質審議は「町財政の全体的見通しのなかで」ということで継続になっています。

今回は現在提案している家賃改訂の背景とその案を説明して、住民のみみなさんのご理解とご協力をお願いするものです。

不公平をなくすためにも
家賃の格差を是正

町営住宅家賃の現況は、安いところが千六百円から高いところが一万円と極端な差があります。

そのために町営住宅相互間に著しい不均衡と不公平感がでていますし、これはまた町営住宅に入れない民間借家の人屋者(家賃一万五千元と二万円)にも同じ感じをもたせています。

家賃の決定は、建設費をもとに公営住宅法で決められた算出方式でまず家賃限度額を算定します。

町はこの限度額を基準にそれ以内で家賃を決定するわけですが、入居者の所得状況を考えると、どうしても限度額いっぱいの家賃決定はできません。現実には当時の町の財政事情を考慮して限度額の六十割から九十割の範囲で決定されてきています。

この限度額も年々の物価や建設費の上昇に応じて算出率が変わるため上がっています。ですから家賃も限度額の上昇にたがって毎年改訂されるべきですが、実際はそうもできずに据えおかれているのが現状です。

このため古い住宅と新設住宅との家賃差が大きく開いたり、現在の経済水準と合わない原因ができています。たとえば「別表」をみますと、二十九年度建設の下二の一階住宅は、建設時家賃限度額が三千余円ですが、五十年限度額は一萬一千余円に上昇しています。

このように、古い住宅と新設住宅との家賃差が大きくなり、現在の経済水準と合わない原因ができています。たとえば「別表」をみますと、二十九年度建設の下二の一階住宅は、建設時家賃限度額が三千余円ですが、五十年限度額は一萬一千余円に上昇しています。

(別表) (単位円)

建設年度	団地名	戸数	建設時限度額	現家賃	50年度限度額	50年度現家賃	公定家賃(案)			床面積(㎡)
							1年目	2年目	3年目	
28	橋本	5	3,720	2,300	14,365	11,384	3,500	4,700	6,000	36.71
28	橋本	15	3,577	2,300	11,408	8,340	3,500	4,700	6,000	34.71
29	下二	40	3,121	2,300	11,131	8,291	3,500	4,700	6,000	34.71
30	*	15	3,596	2,400	11,240	8,005	3,600	4,800	6,000	35.54
31	橋本	19	4,223	2,400	12,833	8,815	3,600	4,800	6,000	35.54
32	下二	14	3,827	2,400	10,287	6,963	3,600	4,800	6,000	35.54
32	下二	6	3,584	2,400	10,620	7,511	3,600	4,800	6,000	35.54
33	*	17	3,490	2,400	11,776	8,796	3,600	4,800	6,000	35.54
34	*	5	3,679	2,400	11,866	9,101	3,600	4,800	6,000	35.54
34	二	14	3,750	2,400	9,883	7,035	3,600	4,800	6,000	35.54
35	*	19	3,621	2,400	8,945	6,400	3,600	4,800	6,000	37.12
36	橋本	20	3,958	2,600	11,164	8,280	3,700	4,900	6,000	37.59
36	*	10	4,403	3,100	11,770	9,418	4,200	5,200	6,300	37.12
40	*	8	4,574	3,500	10,350	9,117	4,200	5,200	6,500	37.52
41	*	8	4,628	3,700	10,635	9,442	4,200	5,200	6,500	37.52
30	下二	19	2,726	1,800	8,016	6,224	2,900	4,200	5,500	28.92
31	橋本	20	2,573	1,800	8,830	6,806	2,900	4,200	5,500	28.92
32	二	24	2,386	1,800	7,025	5,232	2,900	4,200	5,500	28.92
33	下二	5	2,173	1,600	8,238	6,675	2,900	4,200	5,500	28.92
33	二	10	2,073	1,800	6,061	4,564	2,900	4,200	5,500	28.92
34	下二	17	2,228	1,600	7,107	5,610	2,900	4,200	5,500	28.92
35	*	10	3,240	1,800	6,626	4,295	2,900	4,200	5,500	31.27
35	橋本	20	3,968	1,600	10,141	7,322	2,900	4,200	5,500	31.27
36	*	4	3,531	1,700	9,181	6,920	3,000	4,200	5,500	31.27
36	下二	6	3,642	1,700	12,725	10,458	3,000	4,200	5,500	31.27
37	橋本	18	3,513	1,700	16,649	14,562	3,000	4,200	5,500	31.27
39	*	5	3,467	2,100	9,145	7,493	3,400	4,800	6,000	31.27
40	*	12	3,632	2,700	11,920	10,794	3,800	4,800	6,000	31.20
41	*	11	4,704	2,900	9,719	8,088	3,900	4,800	6,000	31.20
41	*	1	4,288	2,900	10,966	8,327	3,900	4,800	6,000	31.20
44	吉田二	34	4,259	3,800	7,285		4,600	5,400	6,000	40.66
44	*	194	4,468	3,800	7,727		4,600	5,400	6,000	40.66
45	*	120	4,872	4,100	7,948		5,000	6,000	7,000	41.30
46	*	68	5,456	4,100	8,466		5,000	6,000	7,000	41.42
47	*	58	6,194	4,100	9,321		5,000	6,000	7,000	41.42
48	*	102	8,681	4,100	10,990		5,000	6,000	7,000	45.78
49	*	38	12,041	5,000	12,041		5,900	6,800	7,500	49.98
46	吉田中野	50	6,879	6,500	10,365		7,200	7,900	8,500	47.31
47	*	60	6,304	6,500	10,824		7,200	7,900	8,500	47.31
49	*	60	14,940	7,100	14,940		8,000	9,000	10,000	51.71

物価と管理費の急上昇で 苦しい台所

もう一つ家賃収入と住宅関係費用との収支をみてみると「別表」のとおりになります。家賃収入は七千二百万円、支出は人件費・修繕費などの維持費が三千万円、建設時に圃からの借入金の返済金が九千四百万円、計一億二千二百

五十三年度には一般財源の不足のため二億円近い赤字決算が予想されています。住宅を建設して毎年多額の一般財源を注ぎ込んで住宅の維持をしていくことは、限られた一般財源ですから、学校の防音改築や他の公共事業にも影響がでてきます。だからといって、住宅に困っている人が多い本町でみなさんの中心を一時中止するとか、他の公共事業を削減中止することはできません。

一般財源も税収の伸びが鈍いの比べて、物価上昇による町の管理運営費の急上昇ということもあるのが現状です。

このように、古い住宅と新設住宅との家賃差が大きくなり、現在の経済水準と合わない原因ができています。たとえば「別表」をみますと、二十九年度建設の下二の一階住宅は、建設時家賃限度額が三千余円ですが、五十年限度額は一萬一千余円に上昇しています。

(別表)

収入	家賃収入 7,247,744千円	一般財源 5,221万円
支出	維持管理費 3,060万5千円	借入金返済元利息 9,407万9千円

改正分を

借入金返済に充当

値上げは傾斜上昇方式で

町営住宅の家賃は低家賃であれはあるほどよいことは、その性格から十分承知しています。しかし説明しましたように、古い住宅と新設住宅との家賃格差、現在の家賃限度額との差、町の財政事情による財政負担の限界を考えると、やむなく一定額まで値上げせざるをえません。

一定額まで上げるといことは、せめて国からの借入金返済不足額二千二百万円(年平均・注参照)ということ、維持費などについては一般財源を充当して少しでも

家賃の上げ幅を抑えることを考えています。
(注・毎年の返済金九千四百万円 マイナス家賃収入七千二百万円 差引不足額二千二百万円)
家賃の改訂も一度に一定額まで上げるとは、上げ幅が大きくなることから、三年をめぐらした傾斜上昇方法を考えています。

「別表」をご覧ください。たとえば下二の一種住宅の場合の現行家賃二千三百円を、一年目は三千五百円、二年目は四千七百円、三年目は六千円というように毎年千

三百円あて改訂していくというものです。吉田団地については、一種住宅の平方メートル当り単価を基準にするともに建設費なども考えあわせています。

割増賃料は引下げ

二種住宅の割増賃料の率も減額改訂することになっています。三年以上の町営住宅入居者で所得が、公営住宅法で決められた収入基準を超えるときは、家賃の割増賃料を徴収していますが、二種住宅の場合の現行八割増を四割増に、三割増を二割増に減額することも考えています。

同時に年間の所得に応じて、申出により家賃の減免をすることも考えています。減免対象者は家賃

原水単価を

折衝中

水巻町の水道料金は昭和四十八年度から昭和五十一年度まで、四ヶ年間の所要経費を見込んで、昭和四十八年四月に現行料金に定められたものです。

その間、町としては施設の拡張や整備を進めると同時に経費をできるだけ少なくするなどして健全財政を維持するために努力してまいりました。

しかしながら、昭和五十年十月に北九州市の水道料金の値上げにともなう、原水費の改定額一割当り七十六円五十一銭(現在一割

当り三十三円)の申し入れがあり、これについて、現在北九州市と水巻町との間で、原水単価の折衝中です。

ご承知のとおり本町の給水は北

水道事業ヒンチ

北九州市から原水費大幅改訂の通告

九州市および中間市からの原水の購入によって皆様方のご家庭にお届けしています。

これによりますと、昭和五十年年度末までに、原水購入費だけでも不足額約四千四百万円を生じる結

トビスの確保もあやぶまれる実情であります。

水道事業は、独立採算制をたて前としていたため台所は水道料金でやりくりしなくてはならないのです。したがって水道料金の適正

化などについて検討努力をいたしています。

皆様方も原水購入費の節減をするために、水道使用に「ムダ」はないか見直すなど、節水についてご協力していただきますようお願いいたします。

各家庭でも水の節約を

日常、家庭における水の使用方法のうち、炊事の食器洗滌水について例をあげて試算してみます。別表の通り町全体で一年間に約三十万が程度の節水ができることとなります。



が平均月収の十三割を超える入居者ですが、家賃と平均月収との比率が十三割になるまで減額しようというものです。

公給領収証は必ず受けとりましょう

十二月一日(三十一年)日まで公給領収書受領強調月間です。領収証は必ず受けとりましょう。料亭、料理店、バー、キャバレー、旅館、飲食店などで、遊園飲食、宿泊、休憩などをし、代金を支払った場合は、料理飲食等消費税を納められたしるしに公給領収証を発行します。必ずこの公給領収証を受け取って、納税の義務を果たしてください。ただし、飲食店、喫茶店は一人一回の料金が一千七百円以下は免税、旅館は一泊(一人)三千四百円以下は免税となっています。

(別表)

使用別	1日の使用水量 (ℓ)	1ヶ月の使用水量 (ℓ)	1年間の使用水量 (ℓ)
必要な排水を出し	8.52	25,560	306,720
て食器を洗った場合	(7,100ℓ×120ℓ/F)	(852ℓ×30日)	(25,560ℓ×12ヶ月)
水を出しっぱなしにし	1,704	51,120	613,440
て食器を洗った場合	(7,100ℓ×240ℓ/F)	(1,704ℓ×30日)	(51,120ℓ×12ヶ月)
節水量	8.52	25,560	306,720

国民皆年金

老後の保障

のびる平均寿命……ふえる老人

最近の国民生活の状況を見ますと、生活環境が自然に改善され、医学の進歩とともに私たちの寿命も長くのびてきました。

金

しかしこのことは、人口の比率からいえば老人が多くなるということと、その生活を考えると、寿命の長くなることとが、老人の幸福に結びつくといえません。そこで、一人一人が老後の生活保障の問題を考える必要があります。

将来の働く人(二十歳~五十九歳)と老人(六十五歳以上)の割合を見ますと別表のようになっています。

人口に対する老人の割合 (老人)

昭和46年	昭和50年	昭和60年	昭和80年
100人に13人	100人に14人	100人に17人	100人に28人

年金制度は国が責任をもって運営

この年金制度を理解していても最近の物価の上昇を考えると、将来、年金の価値がなくなるといような考えをもっているかたも少なくありません。しかし、この制度には個人の貯蓄や民間の年金と比較して、次のような利点があります。

- 一、経済の発展や物価の上昇に応じて年金額も高くなっていきます。(スライド制)
- 二、国が保険料の半額を負担しています。(現在保険料は千円ですが、別に千円を国が補助しています)
- 三、この制度を運営する事務費は、すべて国の費用でまかなわれています。

加入の資格

必ず加入をしなければならない強制加入と、希望をして加入できる任意加入の二種類があり、どちらも二十歳から五十九歳までのかたが該当します。

強制加入！これは、結婚されているかたでは夫婦とも他の公的年金制度の加入者でないかた。

昭和三十六年に国民年金制度が発足して以来、すでに十五年が経過しました。

老後の生活の保障、障害、死亡などの事故にそなえることを目的として始められましたが、「皆年金制度」と叫ばれながらも、まだ未加入者が多数見受けられます。

そこで今回は、年金の必要性についてお話ししましょう。



年金についてわからないこと、それは役場国民年金係でお尋ねします。



公的年金制度

- 国民年金
- 厚生年金
- 国家公務員共済
- 地方公務員共済
- 公共企業体職員共済
- 農林漁業団体職員共済
- 船員保険
- 私立学校職員共済

また、独身者も同じく公的年金制度に加入してはいないかた。任意加入：夫婦の一方が公的年金に加入されているかた。また、すでに会社等を退職し、年金の受給資格を持っているかた。

年

保 険 料

一ヶ月 千五百円

このほかに附加保険料もありま
す。これは、本人の希望で四百円
を附加しに納める制度です。

また、保険料を納めることが負
担になるかたには、次のような免
除の方法もあります。

法定免除：生活保護または障害
年金を受けているとき。

申請免除：法定免除に該当しな
いが、生活が苦しくて保険料を納
めることができないとき。

年金の給付

老齢年金 保険を納めた期間、
または、免除を受けた期間が二十
五年以上あるかた。

昭和五年四月一日以前に生れた
かたは、その年齢によって期間の
短縮があります。

年金額は、
四十歳かたかたで
五十四万三千三百六十円、
二十五歳かたかたで
三十三万九千九百六十円。

通算老齢年金 老齢年金と同じ
で、厚生年金などつなぎ合わせ
たもの。

障害年金 病气やけがをしたと
き。

一級障害 四十二万四千五百円
二級障害 三十三万九千九百六十
円
母子・準母子年金 夫が死亡し
たとき十八歳未満の子があると
き。

年金額 三十三万九千九百六十
円
加算額 二人目の子に九千六百
円増。

遺児年金 両親と死別した十八
円増。

全国身障者スポーツ大会で

銀・銅メダルを獲得

やったぜ 小林さん



十一月八・九日の二日間にわた
って三重県伊勢市で開かれた第十
一回全国身障者スポーツ大会
で、福岡県の代表で参加した猪熊
の小林和明さん(二十七才)が、
走り幅跳びと千五百以上の二種目に
参加、見事両種目に入賞、銀、銅
の二つのメダルを獲得しました。
この大会は、身体障害者がスポ
ーツを通じ、体力の維持と増強お
よび知能の回復をはかることも
に、明るい性格と協調精神を養
い、一般社会の正しい認識の向上
をはかることを目的として開か
れ、今年で十一回目、今大会には
選手、役員三千五百名が参加しま
した。

歳までの遺児。

年金額は母子年金と同じ。

寡婦年金 夫が年金を受けずに
死亡したとき、十年以上つれそつ
た妻は、六十歳から六十五歳まで

障害福祉年金の支給範囲が拡大

該当者は早目に請求を

障害福祉年金の支給範囲が昨年
三月から拡大され、二級まで支給
されます。該当されるかたで請求
のすんでいないかたは、早目に請
求ください。

もし、障害福祉年金を請求しな
いでいると、廃疾認定が難しくな
り、受給権者にとって不利益とな
ることがありますのでご注意ください。

受けられます。(夫が受けるべき
年金の半額)

死亡一時金 三年以上保険料を
納めて、途中で死亡したとき。
一万七千円から五万二千円まで

年金の種類	分 類	保険料納 付済期間	支給開始 年 齢	年 金 支 給 額	
				年 金	月 額
1 老齢年金	1 定 額	25 年	65 歳	339,600円	28,300円
		40 年	65 歳	543,360円	45,280円
	付加制度加入の時	25 年	65 歳	399,600円	33,300円
		40 年	65 歳	639,360円	53,280円
2 障害年金	1 級	1年以上	20歳	424,500円	35,375円
				339,600円	28,300円
3 母子年金	子孫弟妹が1人の時	1年以上	が18歳未 満の時	339,600円	28,300円
				349,200円	29,100円
4 準母子年金	・ 2人の時 ・ 3人の時	1年以上	18歳未 満の時	354,000円	29,500円
				339,600円	28,300円
5 遺児年金	遺 児 1 人 ・ 2 人	1年以上	18歳未 満の時	339,600円	28,300円
				349,200円	29,100円
6 寡婦年金	—	25 年	60 歳	夫が受ける舊の老 齢年金の半額	年金額 の半
7 死亡一時金	—	3 年	本人の死 亡時	最低17,000円	—
				最高52,000円	

各種年金の額は昭和50年9月分からスライドされた額です。



体育センターに 歓声がこだま

第5回 少女ボート・ボール大会

ナイスシュート、写真は みずほAチーム対下二町住チーム

十一月三十日の日曜日、町内の女子小学生を集めて第五回少女ボートボール大会が開かれました。町内の二十地区から二十二チーム二百十名が参加、白熱した試合が多く、応援にかけつけた家族からもおしめない拍手がおくられていました。

競技結果は次のとおりです。
優勝 上二町住・伊佐座合同チーム
準優勝 古賀チーム

水登町社会福祉協議会では、次の日程で人権法律相談と心配ごと相談を合同で開きます。
相談は無料で秘密はかたく守られます。気軽に相談ください。

◇日時 12月19日10時と15時

◇場所 水登町民会館日本間
なお、人権週間になんで次

人権法律 心配ごと

合同相談

12月26日13時～16時30分

のとおり特設相談を行ないます。

麩芥処理施設組合

職員を募集

- ◇職種 労務職
- ◇採用予定人員 3名
- ◇採用予定年月日 51年2月1日
- ◇受験資格
- 年 齢 昭和15年4月2日から23年4月1日までに生れた男子
- 学 歴 中学卒業程度の学力を有する人
- その他 四肢健全な人
- ◇申込受付 51年1月6日まで
- ◇受付場所 芦屋町ほか三ヶ町環境衛生施設組合事務局
- ◇提出書類 受験申込書一部、履歴書一部、写真ライカ版二葉、住民票一部
- ◇合格発表 51年1月24日、各町役場前に掲示
- その他くわしいことは、組合へ電話093・23・1427におたずねください。

不動産無料 相談所を開設

開地建物取引業協会では、不動産取引の事故防止と苦情解決を

問題、名誉侵害、その他の法律問題、生活相談、婦人相談、家庭内の心配ごと

相談員 小倉法務局担当職員、人権擁護委員、逓信福祉事務所担当職員および婦人相談員

はかるため、不動産無料相談所を開設しました。どのようなことでも気軽に相談ください。

◇場所 小倉北区京町2-4-31
・不動産無料相談所
(電話551・0626)

雇用促進住宅(中間市)

入居者募集

雇用促進事業団九州支部では、中間市大字垣生字五楽に建設されている(昭和五十一年一月完成見込み)雇用促進住宅中間宿舎の借受け希望者を募集しています。

◇入居資格 ①移転就職者②住宅を移転しなくてはならなくなった労働者

若松財務事務所は次のとおり電話加入権等の公売をいたしますのでお知らせします。

◇公売日時 12月25日 14時

◇公売財産

電話加入権 一本
ゴルフ会員証(赤木カントリークラブ法人正会員記名一名)

◇公売場所 若松財務事務所会議室

公 売

電話加入権と ゴルフ会員証

お 礼

香典返しとして次のかたから社会福祉協議会にご寄贈がありました。ご冥福をお祈りいたします。ともにあつてお礼申し上げます。

- | | |
|---------|--------|
| 吉田ノ一 | 野口トミコ殿 |
| 故野口 茂殿 | 吉岡美佐子殿 |
| 八幡西区楠橋 | 渡辺タツエ殿 |
| 故吉岡 彬殿 | |
| みずほ団地 | |
| 故渡辺晴雄殿 | |
| 樋口 | |
| 故藤川ヒサ殿 | 藤川一郎殿 |
| 古賀区 | 船村ヌイ殿 |
| 故船村桂治殿 | 小串邦夫殿 |
| 緑風園団地 | 古沢 透殿 |
| 故小串竹一殿 | 小林繁幹殿 |
| 吉田団地 | 堀末 |
| 故古沢藤三殿 | 安部静可殿 |
| 中間市鳥森 | |
| 故川崎ヨシロ殿 | |
| 堀末 | |
| 故安部丈夫殿 | |

消防
691・0119
—コ—ナ—

わが家の
防火チェック・ポイント



今までに火災にあっていないからといって、それは明日の保証にはなりません。「火事の注意も火事のうち」、幸せな家庭を火災から守るため、各家庭で次のような防火のためのチェックを行ないましょう。

電気 ①コードはいたんでいませんか。②使用する器具が多く、回路を増す必要はありませんか。③たこ足配線、素人工事はありませんか。

ガス(プロパン) ①ゴム管は悪くなっていますか。②器具の周囲に燃えやすいものを置いていませんか。③使い終わったら元栓を必ず締めていますか。

暖房器具と燃料 ①器具は悪くなっていますか。②使用場所は安全ですか。③燃料の入った缶は、安全な場所に置いてありますか。④石油ストーブなどは、火を消してから燃料を補給していますか。

避難 ①火事になった場合、二方向以上の避難ができますか。②階段や通路はいつでも通れるようになっていますか。③二階にははしごかロープを用意していますか。④子ども、老人、病人は階下にできるだけ寝せるようにしていますか。

消火器 ①消火は備えていますか、また使用方法はご存知ですか。

通報 火事・救急の場合の電話番号はご存じですか(遠賀郡消防署691・0119)

たばこ 灰皿には水を入れてありますか。

— 差別のない明るい町を —
同 和 問 題 を
正しく認識しよう

(同対審答申から)

環境改善に関する対策

同和対策としての環境改善対策は、健康で文化的な生活を営むため、その生活基盤である環境を改善し、地域から差別的偏見をなくすことである。すなわち、住むところが違うという意識を醸成する劣悪な環境を改善することは社会福祉の充実、経済生活の確立及び教育水準の向上などの諸施策の基となるもので、特に重要な意義をもっている。

したがって、この対策の実施推進にあたっては現行の制度や施策にとらわれることなく、前向きな姿勢で積極的に取りくむ必要がある。

①立地条件の改善

部落が劣悪なる生活環境におかれている居住地域については、その実態を調査し、抜本的に改善する必要がある。

②同和地区環境の改善

同和対策としての環境の改善は現在の地区の実態を根本的に解消するといわれたいものではない。その方針としては地区整理を実施する必要性が認められる。

③小部落地域の改善

農山漁村の中に特に戸数の少ない地区の環境改善は、特別の配慮を必要とする。地理的条件はもろん、経済的、社会的条件に欠けているこれらの地区は、農政が曲り角にきたといわれる中で取り残される実情の下にある。それは地区が経済的にゆきづまってきたことや、青少年が都会に流出しつづることによつてうかがわれる。

その意味において、住民の移住・転居をも考慮した環境改善が必要である。

④環境改善対策の総合性

環境改善対策は、その歴史性と社会性を鑑みて、基本的には国の責任において実施されなければならない。現行制度の諸施策は府県や市町村など、地方公共団体の財源のため、ゆきづまっているものが多い。いわんや用地の確保造成に対する特別措置等、地区整理の目的を達成するような対策は原則的には国の責任において実施することが必要である。

⑤環境改善と国の責任

環境改善対策は、その歴史性と社会性を鑑みて、基本的には国の責任において実施されなければならない。現行制度の諸施策は府県や市町村など、地方公共団体の財源のため、ゆきづまっているものが多い。いわんや用地の確保造成に対する特別措置等、地区整理の目的を達成するような対策は原則的には国の責任において実施することが必要である。

住宅取得控除

ご存じですか

家を建てれば

税金がもどります

所得税法の中に住宅取得控除がた方が受けられる住宅取得控除があります。

これは、住宅取得の初年度については、翌年の三月十五日までに確定申告をすれば控除を受けることができます。また、二年目以後のかたは、税務署発行の証明書を給与の支払者へ提出し、給与の年末調整で控除が受けられます。税務署では、これに該当するかたに、住宅取得控除証明書を送付しましたが、該当されるかたでまだ受け取られていないかたは税務署に連絡ください。

高血圧教室

◇日時 12月15日13時～15時30分
◇会場 町民会館日本館
◇内容 血圧測定 13時～13時30分
調剤の処方 13時30分～15時
質疑応答 15時～15時30分
◇講師 遠賀保健所医師 奥塚信雄 先生
講師 成人病(高血圧症)と脳卒
中予防のため

母子保健相談

◇日時 12月19日
9時30分～11時30分
◇会場 吉田町民会館
◇内容 乳児の身長、体重測定、
乳児の相談指導、家庭計画相談
指導(産後訪問)、薬品もしも

12月の し尿汲取予定日

- 1日 猪熊、埴末
- 2日 猪熊、埴末
- 3日 猪熊、唐ノ瀬県住、吉田片山、ヌメリ石
- 4日 猪熊、樋口、御輪地
- 5日 高松区、三ツ笠区、樋口、車返、垣添、中央区
- 6日 高松区、三ツ笠区、樋口、中央区、緑風園
- 8日 埴末(15区)、古賀、卯月、吉田岡直筋、川崎商店街
- 9日 帆、埴末(6・11・14区)、伊左座、立屋敷、上二、下二
- 10日 月夜待、上二町住、下二町住
- 11日 埴末(6・11・14区、)吉田本村、車返、吉田大橋
- 12日 猪熊、上二、下二、宮ノ下
- 13日 猪熊、帆社宅
- 15日 埴末(15・18・25区)、松栄荘、美吉野、埴末(6・11・14区)、卯月、吉田岡地、帆社宅
- 16日 埴末(15・18・25区)、松栄荘、美吉野、吉田岡地
- 17日 埴末(15・18・25区)、松栄荘、帆、古賀美吉野
- 18日 樋口、猪熊、埴末(6・11・14区)、伊左座、吉田本村、上二、下二
- 19日 樋口、猪熊、埴末(6・11・14区)、伊左座、吉田本村、上二、下二
- 20日 猪熊町住
- 22日 古賀区、古賀県住
- 23日 古賀区、猪熊、みずほ
- 24日 古賀区、梅ノ木区、みずほ
- 25日 樋口区、梅ノ木区、幼稚園通り
- 26日 樋口区、梅ノ木区、幼稚園通り
- 27日 樋口区、猪熊、樋口、帆、埴末(6・11・14区)
- 28日 猪熊、樋口、古賀、埴末(6・11・14区)

インフルエンザの予防接種

- ◇期間 12月15日～1月10日(ただし、12月28日から1月4日までは、休みます)
- ◇接種料 一般1回につき750円(300円は町が負担)
- ◇受病衛生係で必ず問診票を受け取ってから接種に行ってください。

日曜在宅医

- 12月14日 入江病院 外科 埴末 601・3320
 - 21日 渡辺病院 外科 埴末 691・2616
 - 28日 龍本医院 内・児科 埴末 691・2873
 - 1月4日 救急センター(遊覧保健所内) 691・4161
- 診察時間は9時～17時、原則として往診はしません。

重度身障者用日常生活用具の貸付け

◇目的 浴槽(下段、体幹)、湯沸器(下段、体幹)、便器(下段、体幹)、電動タイプライター(上段)、特殊マント(精神)、テープレコーダー(視覚)、調理機(下段、体幹)、特製器具(下段、体幹)、調理用ベッド(下段、体幹)、盲人用時計、タイムスイング(申込みは)の障害だけに限ります。)
◇対象者 重度身障者一、二種
◇費用 給付は所得に応じて費用負担があります。
◇申請期限 12月16日
◇申請場所 埴末厚生衛生係

年末のごみは 早めに出して

毎年、年末はこの家庭でも大掃除のために多くのごみが出ますが、年末ぎりぎりにごみを出されると、ごみ処理場で焼却不能となり、ごみが出てくるまで、遅くとも十二月二十五日まで出すようお願いいたします。ごみの種類によって出しかたが異なりますが、出しかたは別表のとおりです。

一月分の生活保護費は 十二月二十五日に支給

一月分の生活保護費は、十二月二十五日に支給いたしますのでお知らせします。

	もえるゴミ	もえないゴミ	粗大(きさい)ゴミ
ゴミの種類	紙類、木片、布類、すくいゴミ、ニス類(ポリエチレン製の袋など)、草、枯葉類	プラスチック製品、ゴム製で厚いもの、ガラス類、陶磁器、金属、豆乳のやかみす、貝殻、カンヰメの空缶	家庭電器製品(テレビ、冷蔵庫など)、家具類、自転車、タイヤ、腐材、トタン、1斗缶、1斗ビン
出し方	①もえる紙類を、どうぞ。 ②腐材などは「水切り」を十分に、新聞紙などにつつんでポリ袋に入れて下さい。 ③草は「土」をよくふるいかとして下さい。 ④ポリ袋は下の穴をあけ、腐り水を出してから収集場所に出して下さい。	①豆腐のやかみすは、ゼットにいれ「もえるゴミ袋」に入れないで下さい。	①腐材は、4寸角程度で長さ50cm位に切って下さい
注意事項	組合指定のポリ袋	組合指定のポリ袋	埴末衛生係に電話して下さい
収集場所	1. 午前7時から8時までに出して下さい(朝西、収集作業は出さない) (原則4回) 2. 地区によっては、収集場所があります(町役場の指示に従って下さい) 3. 地区によっては、「もえないゴミ」「粗大ゴミ」を同時に収集することになります(町役場の指示に従って下さい)		

みんなそろって明るい正月を 歳末たすけあい運動 11月20日～12月20日

節足の風とともに今年も歳末たすけあい運動が始まりました。
すべての人たちが明るい正月を迎えることができるよう、ご協力をお願いします。